

事故防止安全決議

我々は、国民生活、産業活動を支える公共物流の担い手としての自覚と誇りをもち、全日本トラック協会が策定した「トラック事業における総合安全プラン 2020」の目標達成に向け、関係者一丸となって交通事故防止対策に取り組んでいる。

この、プラン 2020 では、令和 2 年までに全国の第 1 当事者死亡事故を 200 人以下、車両 1 万台あたりの死亡事故件数を 1 . 5 件以下とする全国共通の目標を掲げているが、青森県においては、平成 28 年から令和元年までの 4 年間、いずれの年も目標達成には至っておらず、取組み最終年である本年は、万難を排して達成させなければならない。

また、このプランにおいてゼロを掲げている飲酒運転は、全国的に減少する兆しがみられず、今年に入り県内事業者の運転者が逮捕される事案も発生しており、昨年 9 月に全日本トラック協会が実施した「飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化について」の決議を、本日の決議と併せ、あらためて実行する必要がある。

更に近年は、健康起因により運行を継続出来なくなる事案が増加傾向にあるなど、ドライバー不足を背景とする高齢化や、過重労働による重大事故の発生が懸念されるところである。

我々トラック運送業界は厳しい経営環境に置かれているが、いついかなる状況にあっても、人命尊重の理念のもとに、交通事故、労働災害の撲滅に向けて積極的に取組み、従業員が健康で安心して働くことのできる快適な職場環境の実現に向け努力し、企業並びに業界の発展に寄与すべく、以下の活動を強力に推進することを誓う。

一、経営トップが先頭に立った交通事故防止活動の積極的な推進

一、運転者への指導監督、点呼時のアルコール検知器使用等による飲酒運転根絶

一、労働時間等の改善基準に基づく運行及び過労運転防止の徹底

一、運転者の健康に起因する交通事故防止の徹底

一、運転走行中における携帯電話等の使用禁止の徹底

一、「思いやり・ゆずり合い」による安全・安心な交通社会の実現

以上、決議する。

令和 2 年 9 月 4 日

公益社団法人青森県トラック協会 事故防止大会